

2021年 9月 8日

議員視察報告書

赤穂市議会

議長 山田 昌弘 様

議員氏名 荒木 友貴

下記のとおり、講演会に参加しましたので、報告します。

記

1. 実施日

2021年8月9日(月) 講座A 16:00~18:00 ※後日 You Tube にて受講
「生活保護基礎講座+なんでも Q&A」

8月10日(火) 講座B 13:00~15:00 ※後日 You Tube にて受講
「なくそう! “不要”な“扶養照会”」

講座C 16:00~18:00 ※後日 You Tube にて受講
「自動車を持ちながら生活保護を利用するために」

8月18日(水) 講座D 13:00~15:00

「生活保護が福祉を捨てる時~福祉事務所の外部委託・非正規化」

講座E 16:00~18:00

「地方議員が生活保護行政を変える!」

※講座D、Eのみ当日 Zoom 受講、講座A~Cについては、You Tube による事後配信利用

2. 調査市及び主な調査項目(詳細については別紙のとおり)

完全オンライン(Zoom) ※後日の場合は You Tube にて受講

別 紙

講演会名 「第12回生活保護問題議員研修会 地方から、生活保護行政を変えていく！
コロナ禍で問われる公の役割」

2021年8月9日(月) 講座A 16:00~18:00

「生活保護基礎講座+なんでもQ&A」

講師：谷口 伊三美 氏、森 弘典 氏

8月10日(火) 講座B 13:00~15:00

「なくそう！“不要”な“扶養照会”」

講師：つくろい東京ファンド 小林 美穂子 氏

新潟大学 中村 健 氏

東京都足立区議会議員 おぐら 修平 氏

講座C 16:00~18:00

「自動車を持ちながら生活保護を利用するために」

講師：弁護士 太田 伸二 氏

私立大学非常勤講師・地方自治体福祉相談員・社会福祉士

奥森 祥陽 氏

NPO法人POPOLO 事務局長 鈴木 和樹 氏

8月18日(水) 講座D 13:00~15:00

「生活保護が福祉を捨てる時～福祉事務所の外部委託・非正規化」

講師：立命館大学 桜井 啓太 氏

羽曳野市生活福祉課 社会福祉士 仲野 浩司郎 氏

弁護士 小久保 哲郎 氏

東京都中野区議会議員 浦野 さとみ 氏

講座E 16:00~18:00

「地方議員が生活保護行政を変える！」

講師：向日市議会議員 杉谷 伸夫 氏

東京都小金井市議会議員 片山 かおる 氏

【目 的】長引くコロナ禍において、感染症不安だけでなく、以前から存在していたが顕在化していなかった問題が露わになってきている。例えば女性(ひとり親)、若者(学生)、外国人、フリーランス、個人事業主、非正規など低所得者層ほど健康、雇用への影響が厳しい。生活保護行政のコロナ禍における現状の把握と、制度上の制約・課題を知り、赤穂市及び近隣自治体の生活保護を取り巻く環境の解決に繋がりたいと考え受講した。

【講演会内容】

(1) 「生活保護基礎講座＋なんでも Q&A」

講師：谷口 伊三美 氏、森 弘典 氏

生活保護制度の構造(原理・原則)を理解し、市民からの相談に対し、的確なアドバイスと対応ができるようになることを目指す。福祉事務所などで法律・通知に基づいた適切な運用がなされているかチェックできるようにし、要保護者の相談・申請付き添いなどを通し現場から生活保護の誤った運用を正していくことが地方議員の役割である。

生活保護は、仮に定まった住所がないホームレスのようなケースでも、今いるところ(現在地)の役所に申請を行うことができる。また、生活保護の申請があった場合、役所は「受理しない」という対応は違法となるためできず、方法は口頭でも可能、また各種資料がなくても(資料提出が後日でも)申請できる。はっきりと「申請する」という申請意思があることを伝達することが重要で、これが難しい場合同行支援することを検討する。

生活保護申請をする場合、稼働能力の判定、住居に関して持ち家の有無、自動車・バイクの保有の有無などが障壁となる場合がある。昨今の事例では、クーラー等の支給、高校生のアルバイトの取り扱いも運用面で確認する必要がある。

(2) 「なくそう！ “不要” な “扶養照会” 」

講師：つくろい東京ファンド 小林 美穂子 氏
新潟大学 中村 健 氏
東京都足立区議会議員 おぐら 修平 氏

生活保護を申請する際に、福祉事務所から扶養義務者になされる「扶養照会」が、親族に自分の窮状を知られたくないなどという理由から、申請をためらわせる要因となっている。扶養照会自体は、義務(要件)ではない。扶養照会を行った事例でも、実際の金銭的扶養に至ったケースは極めてまれであり、現在の社会通念上、三親等内にまで拡大して行う効果は薄い。このため、扶養の可能性について、要保護者から丁寧に聞き取りを行い扶養が期待できない場合には調査不要とするのが正しい運用である。(生活保持義務者関係に対しては、関係機関、居住地の福祉事務所または市町村長に照会し、扶養義務者への直接照会をしない、生活扶助義務関係には扶養照会を不要とする運用とすべきである。)

また扶養照会は、対応するケースワーカーにとっても戸籍調査などが煩雑で負担になっている。事務の簡素化という意味でも、本当に扶養が期待できる場合だけに絞り、照会自体を例外にしていく、そして将来的に扶養照会を廃止していく方向性が求められる。

(3) 「自動車を持ちながら生活保護を利用するために」

講師：弁護士 太田 伸二 氏
私立大学非常勤講師・地方自治体福祉相談員・社会福祉士
奥森 祥陽 氏

自動車の保有は、資産と見做され処分しなければならず、自動車か生活保護かという二択を迫られるケースがある。しかし、自動車がないと移動の足が無い地方においては、生活ができない場合、通勤・通学・通院に利用する場合、および保育園等への送迎などで利用する場合に、自動車を保有したまま生活保護を受けることも可能である。福祉事務所と具体的に交渉するためには、公共交通機関の運行本数、移動にかかる時間、季節や天候の影響、ご本人の年齢などを調べて、公共交通機関を利用しての通勤・通学・通所が困難であることを示していく方法を取ることが必要である。

(4) 「生活保護が福祉を捨てる時～福祉事務所の外部委託・非正規化」

講師：立命館大学 桜井 啓太 氏

羽曳野市生活福祉課 社会福祉士 仲野 浩司郎 氏

弁護士 小久保 哲郎 氏

東京都中野区議会議員 浦野 さとみ 氏

生活保護行政を支える福祉事務所も、厳しい人員体制、業務の複雑化やケースワーカーの専門性などを背景に外部委託が提案され、実際に外部委託がなされた地域もある。ただし、民間に委託した場合、①国家責任の後退、②社会福祉のコストカット、③公が民間の支援団体を委託費により支配する関係ができる、④成果主義が横行するといった課題が出てきている。ケースワーカーの受け持ち世帯数は、市であれば1人対80世帯が目安であるが、実際には人員不足が常態化しているケースがある。また法的な問題点として、実質的な保護決定についても委託している場合がある。今後は正規公務員のCW、SVの増員と専門性の確保を図ると共に、調査事務・徴収事務を簡素化し、より相談業務を行える体制にしていくことが望まれる。

(5) 「地方議員が生活保護行政を変える！」

講師：向日市議会議員 杉谷 伸夫 氏

東京都小金井市議会議員 片山 かおる 氏

2019年、京都府向日市福祉事務所の職員が生活保護受給者の死体遺棄に協力したとして、担当だったケースワーカーが逮捕された事件を取り上げる。事件の検証委員会も開かれ、対人援助職の専門性の確保や、保護の組織的運用管理の徹底と査察指導の強化などの提言がまとめられている。逮捕された職員自体も、度重なる不当要求によりメンタルヘルスの不調をきたして追い詰められた結果の事件であり、公正な職務の執行を行うにあたっては、職員を守るための組織的な対応が必要である。

小金井市の事例では、議会改革の一つとして定例会ごとに10本前後の意見書や決議が可決されているが、この中で貧困対策や自立支援関連の意見書も積極的に提出されている。2020年4月から各地で「コロナ困りごと相談会」が実施され出したことを背景に、新たな支援体制が構築されつつある。

【所 感】

生活保護の分野は、生活保護行政の運用(申請方法、要件、相談業務)から、職員体制(CWやSVの配置、外部委託の課題)、そして要保護者の課題の多様さなど、裾野の広い問題だと改めて感じた。特に扶養照会に関しては、他自治体で既に実施実態の調査結果を出している所もあるため、本市においても適正に運用されているのかチェックするとともに、利用者にとっては申請時の心理的妨げ、行政担当者から見れば業務負担の煩雑さを招くのであれば、簡素化することができないか確認したいと思う。

要保護者からの個別の相談ごとも多いと思うが、全国的な共通課題として、コロナ禍において低所得者層が負担をより強いられた結果、今まで見えていなかった問題が噴出してきていると感じているので、行政機関や自治体を跨いだ各種団体と連携し、今後解決に取り組んでいきたい。法令改正や通知による運用面での変更について情報収集を行い、私自身が相談を受けた際に同行支援ができる所まで、知見を深めたい。また議会改革の一貫として、セーフティネットの強化の面で意見書を提案できるように取り組もうと思う。